

公益社団法人流山市シルバー人材センター諸謝金等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人流山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の諸謝金等の支給に関して必要な事項を定める。

2 センターが支給する諸謝金等の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部会及び部会員とは、センターの組織に関する規程第3条第1項及び第7条に規定する専門部会及び部会員をいう。

(2) 事業推進会議とは、センターの組織に関する規程第3条第4項に規定するものをいう。

(3) 班長会議等とは、センター植栽就業会員業務規程第8条及びセンター地区班設置要綱第6条第1項並びにセンター職群班設置要綱第6条に規定するグループ長会議、班長会議及び班長等会議をいう。

(4) 委員会及び委員とは、センター常任委員会及び特別委員会運営要綱第2条及び第6条に規定する委員会及び委員をいう。

(5) 諸謝金とは、センターの活動に対してセンターから謝金として支払われる金銭をいう。

(6) 費用とは、センターの活動に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

(諸謝金の支給及び額)

第3条 理事、部会員及び委員が、部会、委員会、事業推進会議及び班長会議等に出席したときは、諸謝金として日額2,000円を支給する。

2 理事、部会員及び委員以外の正会員が、センターの活動に従事したときは、次の各号に定める諸謝金を支給する。

(1) 部会、委員会及び会長が必要に応じ開催する会議に出席したときは、日額2,000円を支給する。

(2) 研修に出席したときは、日額1,000円を支給する。

3 理事会が認めた講習会等の講師等として従事した者への諸謝金については、予算の範囲内において会長が別に定める。

(費用)

第4条 会員がセンターの活動に当たり要した費用については、会長が必要と認める場合、その実費を弁償する。

(諸謝金等の支給日)

第5条 公益社団法人流山市シルバー人材センター配分金規程第2条に基づき、配分金が支給される日に諸謝金及び費用を支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行うものとする。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年12月13日から施行する。

附 則 (令和6年3月11日理事会議決)

この規程は、公布の日から施行し、令和6年6月17日から適用する。